(ハ)　実施する期間

(a)　２日間周遊型

平成30年７月６日から同年８月９日まで及び平成30年８月21日から同年12月３日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成30年７月17日、同年９月18日、同年同月25日、同年10月９日及び同年11月22日。

(b)　３日間周遊型及び３日間発着周遊型

平成30年７月６日から同年８月９日まで及び平成30年８月21日から同年12月３日までの間。

(c)　３日間往復型

平成30年７月27日から同年８月９日まで及び平成30年８月21日から同年９月18日までの間。

(ニ)　適用区間

(a)　新潟・北信濃・会津周遊エリア

磐越自動車道の猪苗代磐梯高原インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の上田菅平インターチェンジから上越ジャンクションまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(b)　新潟周遊エリア

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(c)　出発及び到着エリア

Ａ区間	東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで並びに関越自動車道の練馬インターチェンジから三芳スマートインターチェンジまで並びに常磐自動車道の三郷インターチェンジから土浦北インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから青梅インターチェンジまで及び桶川加納インターチェンジからつくば牛久インターチェンジまでの区間。
Ｂ区間	関越自動車道の川越インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の入間インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの区間。
Ｃ区間	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の朝日インターチェンジから富山西インターチェンジまでの区間。
Ｄ区間	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の小杉インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの区間。
Ｅ区間	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の白山インターチェンジから福井インターチェンジまでの区間。

(d)　目的地エリア

関越自動車道の湯沢インターチェンジから六日町インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第25号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．(3)⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年７月５日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「新潟観光ドライブパス」

(イ)　割引をする自動車

(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大３日間に、(ニ)(c)に定めるＣ区間、Ｄ区間又はＥ区間内のインターチェンジから(ニ)(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、(ニ)(b)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入若しくは流出する場合に限る。以下同じ。）（「発着周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

(ニ)(c)に定める区間		最大日数	料金の合計額	
			軽自動車等	普通車
発着周遊型	Ｃ区間	３日間	6,000円	7,500円
	Ｄ区間		7,700円	9,700円
	Ｅ区間		9,600円	12,000円

(ハ)　実施する期間

(b)　３日間発着周遊型

平成30年７月６日から同年８月９日まで及び平成30年８月21日から同年12月３日までの間。

(ニ)　適用区間

(b)　新潟周遊エリア

磐越自動車道の津川インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから荒川胎内インターチェンジまで、関越自動車道の湯沢インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の妙高高原インターチェンジから上越ジャンクションまで及び北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから親不知インターチェンジまでの区間。

(c)　出発及び到着エリア

Ｃ区間	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の朝日インターチェンジから富山西インターチェンジまでの区間。
Ｄ区間	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の小杉インターチェンジから金沢西インターチェンジまでの区間。
Ｅ区間	中日本高速道路株式会社が管理する北陸自動車道の白山インターチェンジから福井インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。